

（後部霧灯）

第129条 後部霧灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第37条の2第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、後部霧灯の照明部の取扱いは、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。

- 一 後部霧灯の照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、その光源が、35W以下で照明部の大きさが140cm²以下であり、かつ、その機能が正常である後部霧灯は、この基準に適合するものとする。
 - 二 後部霧灯の灯光の色は、赤色であること。
 - 三 後部霧灯は、灯器が損傷し又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。
- 2 次に掲げる後部霧灯であつて、その機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。
- 一 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後部霧灯
 - 二 法第75条の2第1項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている後部霧灯又はこれに準ずる性能を有する後部霧灯
 - 三 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた後部霧灯又はこれに準ずる性能を有する後部霧灯
- 3 後部霧灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第37条の2第3項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、後部霧灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。
- 一 後部霧灯の数は、2個以下であること。
 - 二 後部霧灯は、前照灯又は前部霧灯が点灯している場合にのみ点灯できる構造であり、かつ、前照灯又は前部霧灯のいずれが点灯している場合においても消灯できる構造であること。
 - 三 後部霧灯は、次のいずれかの要件（二輪自動車に備えるものにあつてはロの要件）に適合する構造であること。
 - イ 原動機を停止し、かつ、運転者席の扉を開放した場合に、後部霧灯の点灯操作装置が点灯位置にあるときは、その旨を運転者席の運転者に音により警報すること。
 - ロ 前照灯又は前部霧灯を消灯した場合にあつても点灯しているときは、尾灯は点灯しており、かつ、尾灯を消灯した後、前照灯又は前部霧灯を点灯した場合には、再度、後部霧灯の点灯操作を行うまで消灯していること。
 - 四 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。以下この号において同じ。）に備える後部霧灯は、その照明部の上縁の高さが地上1.0m以下（自動車の後面又は側面の後部に備える他の灯火等と集合式のものにあ

- つては地上1.2m以下)、下縁の高さが地上0.25m以上となるように取り付けられていること。
- 五 二輪自動車に備える後部霧灯は、その照明部の上縁の高さが地上0.9m以下、下縁の高さが地上0.25m以上となるように取り付けられていること。
- 六 側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える後部霧灯は、その照明部の中心が地上1m以下となるように取り付けられていること。
- 七 後部霧灯の照明部は、制動灯の照明部から100mm以上離れていること。
- 八 大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車以外の自動車に備える後部霧灯の照明部は、後部霧灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方5°の平面及び下方5°の平面並びに後部霧灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後部霧灯の内側方向25°（二輪自動車の後面の両側に備えるものにあつては、内側方向10°）の平面及び後部霧灯の外側方向25°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。ただし、自動車の構造上、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。
- 九 後部霧灯を1個備える場合にあっては、当該後部霧灯の中心が車両中心面上又はこれより右側の位置（二輪自動車に備えるものにあつては車両中心面上の位置）となるように取り付けられていること。
- 十 後部霧灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示する装置を備えること。
- 十一 後面の両側に備える後部霧灯の取付位置は、第4号から第8号までに規定するほか、第128条第3項第5号の基準に準じたものであること。
- 十二 後部霧灯は、点滅するものでないこと。
- 十三 後部霧灯の直射光又は反射光は、当該後部霧灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。
- 十四 後部霧灯は、前方を照射しないように取り付けられていること。
- 十五 後部霧灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等第1項に掲げる性能を損なわないように取り付けられなければならない。
- 4 次に掲げる後部霧灯であつてその機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。
- 一 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後部霧灯
- 二 法第75条の2第1項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている後部霧灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている後部霧灯又はこれに準ずる性能を有する後部霧灯
- 三 法第75条の3第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置につ

いて装置の指定を受けた自動車に備える後部霧灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後部霧灯又はこれに準ずる性能を有する後部霧灯

- 5 後部霧灯（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものに限る。）は、次の各号に掲げる基準に適合するものに限り、脱着式とすることができる。
- 一 後部霧灯を自動車に取り付けた状態において、当該後部霧灯が本告示に規定された取付位置、幾何学的視認性、色及び光度に係る基準に適合すること。
 - 二 後部霧灯が自動車から取り外されている状態において、その旨を常に運転者席の運転者に表示すること。ただし、ステッカー等に表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に後部霧灯の取付けが必要である旨を表示していればよい。